

(大学院設置基準の一部改正)

第二十二條 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第六十五條第二項」を「第九十九條第二項」に改める。

第七條の三第一項中「第六六條ただし書」を「第一百條ただし書」に改める。

第十七條第三項中「第七十條の二」を「第一百五六條」に改める。

第二十三條中「第六十八條」を「第百三條」に改める。

(専修学校設置基準の一部改正)

第二十三條 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「教科等」を「教育課程等」に改める。

第十八條第三号中「以上」の下に「主幹教諭 指導教諭又は」を加える。

(大学通信教育設置基準の一部改正)

第二十四條 大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「第五十四條」を「第八十六條」に改める。

(短期大学通信教育設置基準の一部改正)

第二十五條 短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「第六十九條の二第六項」を「第百八條第六項」に改める。

(技術士法施行規則の一部改正)

第二十六條 技術士法施行規則(昭和五十九年総理府令第五号)の一部を次のように改正する。

第六條の表第一号中「第六十八條の二」を「第百四條」に改める。

(単位制高等学校教育規程の一部改正)

第二十七條 単位制高等学校教育規程(昭和六十三年文部省令第六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第六十四條の三第一項」を「第百三條第一項」に改める。

(教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二十八條 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(平成元年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項から第六項までを次のように改める。

- 4 国立及び公立の幼稚園、高等学校及び中等教育学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十條第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)とあるのは、専修免許状、一種免許状又は二種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状又は一種免許状)とする。

- 5 この省令の施行の際現に校長又は教員(学長及び大学の教員並びに高等専門学校校長及び教員を除く。以下同じ)である者については、小学校、中学校又は特別支援学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十條第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)とあるのは、専修免許状、一種免許状又は二種免許状とする。

- 6 前二項の規定は、教頭の資格についての学校教育法施行規則第二十三條において準用する同令第二十條第一号の規定の適用について準用する。

(教科用図書検定規則の一部改正)

第二十九條 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第二十一條第一項(同法第四十條、第五十一條、第五十一條の九第一項及び第七十六條)を「第三十四條第一項(同法第四十九條、第六十二條、第七十條第一項及び第八十二條)に改める。

(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三十條 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成三年文部省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一條の規定による改正後の」を削り、第六十三條第二号又は第六十九條第一号」を「第九十五條第二号又は第百五十條第二号」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部改正)

第三十一條 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則(平成九年文部省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「調理師」の下に「幼稚園教諭」を加え、「幼稚園教諭」を削る。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三十二條 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の表幼稚園教諭の項を削り、同表小学校教諭の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭	教育の基礎理論に関する科目	教育の本質及び目標に関する科目
教育課程及び指導法に関する科目	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目
教育実習	教育課程一般に関する科目 保育内容に関する科目 指導法に関する科目 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)に関する科目	

(学校教育法等の一部を改正する法律附則第一項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五條の三の規定を適用しない者を定める省令の一部改正)

第三十三條 学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五條の三の規定を適用しない者を定める省令(平成十一年文部省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校教育法第八十九條の規定を適用しない者を定める省令
本則中「同法による改正後の学校教育法第五十五條の三」を「学校教育法第八十九條」に改める。
本則第三号中「第六十八條の五各号」を「第百四十九條各号」に改める。

(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三十四條 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十二年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この省令による改正後の」を削り、「第八條第一号」を「第二十條第一号」に改める。